

もりおか子育て応援プラザ運営事業審査基準

(趣旨)

第1 この基準は、市が実施する公募型プロポーザル（もりおか子育て応援プラザ運営事業）による応募者から受託候補者を選定するため、必要な事項を定めるものとする。

(審査員)

第2 応募者の中から受託候補者を選定するため、審査員を置く。

2 審査員は、子ども未来部次長、母子健康課長及び子ども青少年課長とする。

(審査の基準)

第3 審査の基準は、事業に係る提案額が、市が定める上限額を超えないこととし、次の各号に掲げる基準によるものとする。

- (1) 提案事業の効果
- (2) 提案者の事業遂行能力
- (3) 提案事業の経費積算の妥当性

(審査の方法)

第4 審査は、第3に規定する基準に基づき定める「公募型プロポーザル評価表（以下「評価表」という。）」に掲げる各審査項目について、提出された申請書類の内容審査により、各審査員が評価点を付すことにより行うものとする。

2 各事業の評価表は、別紙のとおりとする。

(受託候補事業者の決定)

第5 第4の審査の結果から、各審査員の審査点の総合計の最も多い応募者を受託候補者とする。ただし、いずれの応募者も満点の合計数の100分の50に満たない場合は、受託候補者なしとする。

2 前項の場合において、各審査員の審査点の合計の最も多い応募者が2者以上あったときは、審査員の協議により、受託候補者を決定するものとする。

3 前3項の規定にかかわらず、評価表の項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計点が0点の項目があった応募者は、失格とする。

(選定結果等の公表)

第6 選定結果は提案事業の応募者全員に通知するとともに、公表する。ただし、公にすることにより、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項は公表しないものとする。

公募型プロポーザル評価表

評価項目		評価ポイント	配点
企画提案内容 (配点 70 点)	運営方針等	事業の目的を理解し、本市の子育て支援施策を推進することができる内容となっているか。	20
	室内遊び場の提供	親子のための居心地の良い空間づくり，雰囲気づくりができていますか。	15
	交流スペース	施設の特性に応じた団体相互の交流促進が図られているか。	5
	相談対応	相談環境の整備や具体的な支援策が提案されているか。	10
	リラク্সルーム	休息のための空間づくり，雰囲気づくりができていますか。	5
	託児室	利用者にとって安心安全に子どもを預けることができる提案となっているか。	5
	情報提供	利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。	5
	講習の実施	具体的な子育て支援に関する講習が提案されているか。	5
実行力 (配点 20 点)	業務実績	本業務と同種または類似の業務実績は十分か。	10
	業務実施体制等	円滑な業務の遂行が可能な人員配置，実施計画となっているか。	10
費用対効果 (配点 10 点)	予算額	妥当な予算額か。	10